平成２２年（フ）第６８３号
大阪府岸和田市土生町５丁目１番７―106号
破産者　藤田　久子
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
大阪府貝塚市堤208番地２
破産者　田口　貴子
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０３号
大阪府貝塚市浦田195番地24号
破産者　正木組こと　正木　**隆**義
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４６９号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番16号シャルム中道203号
破産者　清水　稔久
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県明石市大明石町１丁目７―35新明ビル９Ｆ、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目５番地
破産者　尾崎　智治
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３２８号
広島市安佐南区高取北１丁目29番19―302号
破産者　栗栖　宏樹
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１３号
広島市南区出汐１丁目２番４―201号
破産者　辻内由利子
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
広島県福山市今津町７丁目10番10号
破産者　石井　千秋
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０８号
熊本市上南部２丁目23番４号、開始決定時の住所熊本市長嶺東８丁目６番90号
破産者　桑原未喜男
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０９号
熊本市上南部２丁目23番４号、開始決定時の住所熊本市長嶺東８丁目６番90号
破産者　桑原すえみ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０５号
大分市大字佐賀関1675番地の２
破産者　原田恵美里
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１２号
大分県臼杵市大字武山3041番地の４
破産者　兒玉　沙織
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８２号
北海道旭川市永山３条24丁目１番１号
破産者　藥丸　貞子
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
北海道旭川市末広３条６丁目６番７号
破産者　古田　信雄
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６０号
北海道旭川市７条通６丁目2428番地の13
破産者　岡崎　啓一
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３５号
北海道天塩郡豊富町字豊富東１条４丁目　ひまわりＡＰ202号
破産者　別府　敏行
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７８号
青森市大字矢田字下野尻42番地
破産者　安井　幹男
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新小谷地６番地12
破産者　鈴木　武彦
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３３２号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田476番地
破産者　大塚　義正
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３号
新潟県村上市山居町２丁目６番11号
破産者　中山　幸一
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部